

自分で作成してお早めに！ 所得税及び復興特別所得税の申告は

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の申告受付は、2月16日(木)から3月15日(水)まで、秩父税務署にて行います。地区別の指定日はありませんので、期間中お早めに申告してください。還付申告は、2月15日(水)以前でも受け付けます。

申告書を作成するときは

国税庁HPの「申告書作成コーナー」で、ご自宅のパソコン等から確定申告書などを作成できます。作成した申告書は、e-Taxを利用して提出することができるほか、印刷した「書面」により提出することもできます。

平成28年分以降の所得税の確定申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。詳しくは、下記をご覧ください。
また、平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて、復興特別所得税（原則として、各年分の所得税額の2%）を申告・納付することされています。記載漏れのないようご注意ください。

詳しくは、「国税庁HP」で検索！

税務署閉庁日の提出方法

閉庁日（土・日曜日・祝日等）は、

秩父税務署での相談・受付は行っていませんが、申告書は郵便や信

書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

納期限と振替納付

申告期限と 納期限（※1）	振替納税（※2） の口座振替日
3月15日(水)	4月20日(木)

●国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」の操作など

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901
マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178

マイナンバー（個人番号）の記載および本人確認書類

今回（平成28年中所得）の所得税、市・県民税の申告から、申告書に申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバー（個人番号）の記載が必要となります。

①申告者本人の「本人確認書類」（下表参照）の提示または写しを添付してください。郵送による申告の場合、写しを添付してください。

②控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者がいる場合は、それぞれのマイナンバー（個人番号）をご確認ください。（本人確認書類の提示または添付は不要です。）



(本人確認書類)

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

- 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
- 通知カード
 - 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）などのうちいずれか1つ



身元確認書類

- 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
 - 身体障害者手帳
 - 在留カードなどのうちいずれか1つ